

資料 19 利用料金に関する考え方

利用料金に関する考え方

1 利用料金の設定

各施設の利用料金の上限額については市が条例で定める。現在想定している利用料金についての考え方は表1のとおりとする。選定事業者は上限額の範囲内で利用料金の提案を行うことができる。提案にあたっては、市が参酌すべき他施設の利用料金表等の提示を行うので、利用者にとってより利用しやすい利用料金を提案すること。また、要求水準に示されていない時間帯における利用料金の設定については、近接する時間帯を参酌し、選定事業者の提案による。

2 利用時間の設定

各施設の利用できる時間帯（コマ）については表2のとおりとする。但し、市の施設予約の利用を予定していない施設については、選定事業者の提案とすることができる。

表1（営利目的等を除く）

施設		利用料金		備考
陸上競技場	陸上競技場（占用利用）	納付する	1 時間あたり 3,000 円を上限とし、選定事業者の提案とする。	
	陸上競技場（個人利用）	納付する	1 回あたり 200 円を上限とし、選定事業者の提案とする。	
	会議室	納付する	1 時間あたり 1,000 円を上限とし、選定事業者の提案とする。	
	放送設備	納付する	1 日あたり 5,000 円を上限とし、選定事業者の提案とする。	占用利用を行い、陸上競技を行う場合はセット料金とする事も可とする。
	写真判定装置	選定事業者の提案とする	1 日あたり 10,000 円を上限とし、選定事業者の提案とする。	占用利用を行い、陸上競技を行う場合はセット料金とする事も可とする。
	スタンド	選定事業者の提案とする	1 日あたり 5,000 円を上限とし選定事業者の提案とする。	占用利用を行い、陸上競技を行う場合はセット料金とする事も可とする。
	陸上備品	納付する	1 日あたり 1 式（全ての競技用備品）あたり 10,000 円を上限とし、選定事業者の提案とする。	占用利用を行い、陸上競技を行う場合はセット料金とする事も可とする。個別備品の貸出しについては別途定める。
	更衣室	納付しない		
	シャワー	選定事業者の提案とする	1 回あたり、5 分 100 円を上限とし、選定事業者の提案とする。	
	ロッカー	選定事業者の提案とする	1 回あたり、100 円を上限とし、選定事業者の提案とする。	占用利用を行い、陸上競技を行う場合はセット料金とする事も可とする。

資料 19 利用料金に関する考え方

テニス コート	テニスコート	納付する	1 面 1 コマ (2 時間) あたり 850 円を上限とし、選定事業者の提案とする。	
	夜間照明	納付する	1 面 1 コマ (2 時間) あたり 1,100 円を上限とし、選定事業者の提案とする。	
野球場	野球場	納付する	1 時間あたり 1,300 円を上限とし、選定事業者の提案とする。	
アーチェリー 場	アーチェリー場 (占有利用)	納付する	1 時間あたり 1,000 円を上限として選定事業者の提案とする。	
	アーチェリー場 (個人利用)	納付する	1 回 (半日) あたり 350 円を上限として選定事業者の提案とする。	
蹴球場	蹴球場	納付する	1 時間あたり、1,000 円を上限として選定事業者の提案とする。	
運動場の 多目的	多目的運動場	納付する	1 時間あたり、1,000 円を上限として選定事業者の提案とする。	

※市外からの利用者、入場料を徴する場合、営利目的等による利用料金については定めた利用料金に提案される倍率をかけて設定する。

※選定事業者の提案等により施設内容が要求水準以上となった場合、市と協議のうえ項目の追加、上限額の変更をする場合がある。